

コミュニティバスの運行について

運行協定書の更改

- 四條畷市コミュニティバスの運行については、四條畷市と京阪バス株式会社との間で協定書を締結しており、協定期間は令和8年3月31日をもって満了となるため、現在、協定書の更改に向けて、四條畷市と京阪バス株式会社で協議を重ねています。
- 上記運行協定書の更改に向けた関連予算を令和7年12月定例議会において提案する予定です。

時刻表の改正

- 現在、令和2年10月9日に改定された時刻表に基づき、コミュニティバスを運行しておりますが、令和6年4月に改正された「バス運転者の改善基準告示」により、運転士の適切な休憩時間の確保が求められることから、**平日運行の田原発西部市街地行き始発便の繰り下げ**および、**西部市街地発田原行き最終便の繰り上げ**を予定しております。
- 田原5ルート**の運行ルートの一部変更し、**新たに「飯盛霊園」を追加(平日・土曜・休日)**する予定です。
- これらの時刻表改正につきましては、**令和8年3月29日(日)からの実施を予定**しておりますが、現在、京阪バス株式会社と協議を進めている段階であるため、今後、変更内容や実施時期を調整する場合があります。